

氏名	沈民珪
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	博音第181号
学位授与年月日	平成22年3月25日
学位論文等題目	〈論文〉韓国の無形の民俗文化財の保護政策のあり方に関する研究 ― 日本 の保護政策との比較において ―

論文等審査委員

(総合主査)	東京芸術大学	教授	(音楽学部)	根木昭
(副査)	〃	〃	(〃)	枝川明敬
(〃)	〃	〃	(〃)	畑瞬一郎
(〃)	〃	准教授	(〃)	杉本和寛
(〃)	〃	〃	(〃)	植村幸生

(論文内容の要旨)

現在に至るまで韓国では、1962年制定の文化財保護法に基づく文化財政策下で、主に無形文化財保護制度を中心に、無形の文化財に対する保護が推進されてきた。韓国の無形文化財制度は、その主旨が芸術的、歴史的、学術的に価値が高い無形の文化財を無形文化財に指定することによって伝承の基盤を整え、保護することであり、重要無形文化財指定制度がその中核をなしており、現在の運用体制では、主に重要無形文化財に指定された種目に限ってのみ集中的な支援が施されている。

このような中央集中的な保護政策は、無形文化財の指定から除かれた無形の文化財に対して、他の法的な保護措置を設ける余地をもたず、指定・非指定文化財間の保護の格差を広げている。実際、無形文化財の高い基準を満たさず、指定から除かれた多くの無形の文化財が法的に何の保護も受けられず、衰亡の危機に瀕しているが、そのほとんどが民俗芸能のような「無形の民俗文化財」である。

また、指定重要無形文化財の中には、同じ保護を受けながらも、近年、伝承の成否についての格差が広がる傾向にあり、厳しい伝承状況が続き、衰退の危機に瀕し、その存続まで危ぶまれているものがある。このような問題は、主に「無形の民俗文化財」に属する種目に集中している。こうした状況から、現行の文化財保護制度が「無形の民俗文化財」の保護と伝承において必ずしも有効に働いているとは言えず、つまり、指定・非指定を問わず、「無形の民俗文化財」の保護政策には大きな問題があると言わざるを得ない。

そこで本論文では、そうした不均衡やそれを生じさせる要因に対して、「無形の民俗文化財」の伝承に対応した文化財政策における指定、保護が必要であるとの考えに立ち、まず、韓国の無形文化財制度を日本のそれと比較し、韓国の無形文化財政策における「無形の民俗文化財」の保護の制度的枠組みの実態を捉え直すとともに、二つの事例研究に基づいて、「無形の民俗文化財」の指定、保護及び伝承における現制度の有効性を検証し、その問題点と課題を明らかにし、それらを基に、韓国の「無形の民俗文化財」の保護と伝承の活性化に向けた具体的な方策を提示し、今後の望ましい政策的枠組みの提示を行った。

まず第1章では、日本と韓国のそれぞれ歩んできた無形文化財制度の歴史的経緯を検討し、その中で民俗芸能がどのように位置づけられ、保護されてきたのかを考察した。また、両国の無形文化財保護制度の概要を指定・伝承・保存の観点から比較し、保護制度の仕組みや無形の文化財に対する価値認識などにおける相違点を明らかにした。

第2章では、主に重要無形文化財の各種目の指定現況と伝承現況などを把握した。また、これらの各種目の性格に注目し、芸能の性格の明確化と合理的な分類を目指し、全ての芸能を視野に入れ、「伝統と民俗」、「専門と非専門」という観点から、さらに民俗芸能を「舞台型」と「地域密着型（参加型）」の観点から新しい分類を行い、これらの調査・分析を通して、指定対象の範囲の広さや、芸能の性格を考慮せぬ一括指定と一律保護の管理体制など、重要無形文化財が抱えている問題点を指摘した。

第3章では、前章の分析を踏まえて、現在韓国の無形文化財制度が無形の文化財の保護及び伝承に有効な制度として働いているのかを検証するために、量的・質的な観点を取り入れた事例研究を行った。まず、量的観点からの事例研究では、現在の指定制度の死角にあって保護されていない無形の文化財の有り様を把握するため、一つの地域（江原道）を中心に、その地域のジャンルを網羅して調べたうえで、指定・非指定の無形文化財を区別し、これらの保護現況と実態について考察を行った。また、質的観点からの事例研究では、現在の保護制度が指定無形文化財の保護と伝承をめぐって、その機能を十分に果たしているかその有効性を分析するために、現在、重要無形文化財に指定されている一分野を選択し、その伝承状況と実態を調べたが、特に東海岸別神クツに焦点を当ててその詳細を検討した。

第4章では、量的・質的な観点からの事例研究に基づいて、指定・非指定間のバランスを考えながら、また、重要無形文化財制度の役割を再認識し、その運用面において他の制度とのバランスを考えながら、その保護管理の効率性を高め、無形の文化財に対する保護制度の全般が合理的なものになるために、どのような対策が必要なのかについて考えた。その結果、民俗資料制度の活用と市・道指定文化財資料の指定の拡大、地域支援などを保護制度の運用上の方策として、また、地方自治団体の権限の拡大及び文化財保護に対する役割の分担、民俗芸能の保護に対する制度の新設などを制度上の方策として提示し、現行の保護制度における「無形の民俗文化財」の保護のあり方を探る本研究の結論とした。

（総合審査結果の要旨）

本論文の研究テーマは、「韓国の無形の民俗文化財の保護政策のあり方に関する研究－日本の保護政策との比較において－」である。

その内容は、（1）日本と韓国の無形の文化財保護制度の歴史的経緯と実態を比較し、その中における民俗芸能の位置付けを考察し、（2）韓国の重要無形文化財の指定及び伝承の状況を把握し、芸能に関し「伝統と民俗」と「専門と非専門」の観点から、民俗芸能に関し「舞台型」と「地域密着型」の観点から、新たな分類と分析を行って重要無形文化財制度が抱えている問題点を指摘し、（3）これを踏まえて、事例研究において、量的観点（事例として江原道のノリを対象）と質的観点（事例として東海岸別神クツを対象）から詳細に検討し、韓国の現行の無形文化財制度が保護と伝承に有効に機能しているかどうかを検証し、（4）この結果をもとに、韓国の今後の無形の文化財保護の在り方として、現行制度の枠内での運用上の方策、新たな制度化を目指す制度上の方策を提示し、結論としている。

以上のとおり、本論文は、韓国の無形文化財保護制度を日本のそれと比較しつつ、韓国の「無形の民俗文化財」保護の制度的枠組みの有効性を事例研究に基づいて検証し、その問題点や課題を整理し、これらの保護と伝承の活性化に向けた具体的な方策について考察するとともに、今後の望ましい政策的枠組みの在り方を提示しており、所期の成果を一定程度達成できたものといえる。

しかし、惜しむらくは、事例として取り上げた民俗芸能の実体ないし現状についての把握の仕方、特に民俗事象に係る理解がやや皮相の域にとどまるとともに、民俗芸能の特性を踏まえた保護政策の在り方についての検討、課題も多い日本の制度の導入の提言などに、今一つ深みのある考察が加えられていない憾みがあり、これらの点が、本論文の精彩を幾分欠く結果となっていることは否めない。

とはいえ、前述のとおり、日本との比較において、韓国の無形文化財制度における不備を指摘し、事例研究を通して、今後のあるべき運用上及び制度上の方策を提言した研究は少なく、その意味で、本論

文は、この分野に新たな知見を加えたものとして評価できる。

よって、本論文は、博士の学位を授与するに値するものと認め、合格とする。